



安全
安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No188号 2012.0808
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekai.com>

日本航空は社会的責任を果たせ！ 上場前にすべての争議の解決を 8月3日 国民共闘 東証と主幹事証券会社に要請

日本航空の株式再上場承認のニュースが流れた8月3日の午前、JAL不当解雇撤回国民共闘は、上場の主幹事証券会社5社および東証に対し、上場前にすべての争議の全面解決を日本航空に指導するよう要請行動を行いました。またお昼には、東証前で1時間、要請行動に参加した国民共闘の代表に原告と支援の仲間が加わって宣伝行動を行い、「日航は上場前に全ての争議を解決せよ！」と、マイク宣伝とチラシの配布をしました。

上場は全ての争議を解決してから

MIC 東海林議長

稻盛前会長は、本当に「経営の神様」であるなら、JALがかかえているすべての争議を解決し、社会的責任を果たしてから再上場すべきです。

組合つぶしでV字回復は許せない

全労協遠藤常任幹事

JALの急激なV字回復は組合つぶしによるものであり、165名もの不当解雇と現役労働者への極度の労働条件の切り下げによるものなのです。労働者を犠牲にすることは絶対に許せません！

5つも争議を抱えていてはダメ

パイロット原告 池田さん

5つの争議を抱えていても、儲かっていれば再上場を認めるのですか？

東証の皆さん、是非、事実を知って、真実を見極め、ちゃんと審査して下さい！



【写真】東証前で宣伝行動 マイクを手にしているのは井上全労連事務局次長

上場がピークで後は低迷？

こんなことにならぬよう全面解決を
全労連井上事務局次長

現場は退職者が続出し深刻な人員不足となり、不安全事例が続いている。このままでは9月に上場した時がピーク、その後は低迷するような事態が起きかねない状況です。全ての争議を解決し、安全を守れる職場にすべきです。



安全・安心の航空会社は争議を全面解決してこそ

客室乗務員原告 鈴木さん

私たち原告も、JALの再上場を否定するのではありません。安心して利用できる安全な航空会社として再生するためには、不当労働行為のない、不当解雇のない安心して働ける職場こそが必要なのです。

すべての争議を自主解決し、安全と公共性を優先する航空会社として発展していくために、私たちも頑張ります。



全ての争議解決に向けて指導を要請＝東証への要請文

以下に8月3日、東京証券取引所の社長あてに提出した要請文(全文)を紹介します。上場主幹事会社5社(大和証券、みずほ証券、SMBC日興証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、野村証券)に提出した要請文もほぼ同文です。なお、主幹事証券会社に対する要請は、「7月にも上場申請か」という報道がされた3月にも実施しており、今回の要請は2度目となります。

日本航空の再上場に際しての要請

日本航空株式会社につきましては、本年6月20日に東証1部に上場を申請し、9月には上場の見通しと報じられています。

ご承知のとおり、日本航空が2010年12月31日に従業員165名(パイロット81名、客室乗務員84名)を整理解雇した事件につきましては、4月11日に、パイロット71名と客室乗務員71名の計142名が、東京地方裁判所の判決の取り消しを求めて控訴手続きを行い、今後、東京高等裁判所において審理が進められることになっております。

この間日本航空においては、整理解雇を含む人員削減を実行した結果、客室乗務員においては大幅な人員不足をきたし、この7月には日本人250名、外国人260名を採用するとともに、来春の採用計画を含めると710名もの新人採用を打ち出しています。人員不足をきたしたなら、まず被解雇者を復帰させるのが争議を解決する方策であると同時に常識的な対応といえますが、日本航空はあえて新人採用という対応に踏み切っているのです。

日本航空のこうした対応は衆議院の国土交通委員会などで取り上げられ、同社で連続して発生している不安全事象などとともに追及されました。答弁に立った前任の前田国土交通大臣は「両者(労使)において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていきたいし、指導もしていきたい」と答弁し、また、新たに就任した羽田国土交通大臣も「前大臣のご見解は承知させていただいております。私としても(前田前大臣と)同じ気持ちです」と答弁をしています。

また、この6月15日には、ILOの結社の自由委員会が日本政府に対し①裁判で争われている解雇事件および不当労働行為事件の情報提供を求めるとともに、②労働組合代表の役割と当事者間で十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調し、日本政府に協議の場を確実に保証することを求める勧告を出しています。

こうした状況を踏まえるなら、自主交渉による早期解決を目指すことは、国会における国土交通大臣の答弁やILOの勧告、安全・安心の日本航空の再建を求める社会の要請にこたえることであると同時、上場を前に、企業価値に直結する労働争議の解決を図ることで、上場関係者の期待にも沿うものと考えます。

しかし日本航空は、私たちが再三にわたり要求しているにもかかわらず、話し合いによる自主解決を頑なに拒み、あくまでも司法の判断を仰ぐという考え方をとり続けています。このように、司法の場での決着に固執するならば、労使紛争の長期化は避けられず、深刻な労使紛争を抱えたまま再上場に至ることになりかねません。

現在日本航空は、本件整理解雇事件(乗員訴訟および客室乗務員訴訟)に、以下の3件の争議を加えて、合計5件の裁判を抱えています。

- ①人員削減・解雇の過程で発生した不当労働行為事件に対し、東京都労働委員会が出した救済命令不服とし、日本航空が東京地裁に提訴した救済命令取り消しの行政訴訟(平成23年(ワ)第1428号)
- ②契約制客室乗務員の雇止めの無効を求めた契約制客室乗務員雇止め裁判(平成23年(ネ)第7789号)
- ③日本航空の再建策の一環として、日本航空が50%出資する子会社日東航空整備株式会社を清算(後に破産手続)し全社員147名を解雇した日東整争議(平成24年(ワ)第7346号)

私たちは、再上場を前にした今だからこそ、企業価値にも直結するこれらの係争事件の全面解決が求められていると考えます。

貴社におかれましては、円滑な再上場にむけて、できる限り早期かつ自主的にこれらの争議を全面解決するよう、日本航空を指導していただきたく、ここに要請いたします。